

【後期高齢】

マイナ保険証の利用登録解除を申請される方へ

マイナ保険証の利用登録解除について

- ① お手続きは解除を希望する被保険者ご本人が行います。申請書を記入できないなど、ご本人自身でお手続き困難な場合は家族など（代理人）が手続き可能です。
- ② ご希望の際は、下記のものをご準備ください。
 - ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書
(本日お渡しの書類です。記入例に沿ってご記入ください。)
 - ・被保険者ご本人の写真付き身分証明書
(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート…など)
- ③ 代理人がお手続きの際は上記②に加えて、代理人自身の写真付き身分証明書をご準備ください。
- ④ お手続きは、葛飾区役所本館3階国保年金課窓口(315番)に、上記②・③のものを持参してお手続きください。
窓口にお越しになれない場合は、郵送でもお手続きができます。
郵送の際は、写真付き身分証明書のコピー（最新住所が裏面などの場合は、最新住所記載箇所もコピー願います。）を添付して、下記の【郵送先】に送付願います。

【郵送先】

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
葛飾区国保年金課 長寿医療係
(直通電話番号) 03-5654-8528

【裏面もご覧ください】

解除手続き後、ご注意いただきたいこと

- ① 解除手続き後は、「後期高齢者医療資格確認書（以下、「資格確認書」といいます）」を医療機関に持参して受診してください。
 - ② 資格確認書をお渡ししていない方には交付※¹いたします。郵送解除手続きの際は、資格確認書を郵送（特定記録郵便）します。
郵送の場合、1週間程度※²お時間をいただきます。
- ※1 令和8年7月末までは、全ての被保険者様に資格確認書を交付しています。
- ※2 資格確認書が届くまでの間は、マイナ保険証が使用できます。
- ③ 利用登録解除後、再度マイナンバーカードに保険証機能を登録することは可能です。ただし、再登録後は新しい資格確認書を交付できなくなります。ご希望に応じてお手続きください。